

会費未納者の取り扱いについて

1. その年度の『言語研究』の最初の号が発行されるまでに、その年度の会費を納めていない会員は、『言語研究』の発送が停止される。
2. 3月末日までに、その年度の会費が未納の会員は、前年度末日をもって退会したものとみなす。
3. 本規程は2016年4月1日から施行する。

(1984年6月9日委員会決定。)

(1985年10月12日修正案可決。)

(2004年6月19日修正案可決。)

(2008年11月29日修正案可決。)

(2015年11月28日修正案可決。)